

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第9回理事会議事次第（案）

平成23年12月18日（日）10:00～14:00

場所：八汐荘1階小会議室

1 議 事

（1）事務局からの報告（資料1）

- ①白石からの寄付について
- ②平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について
- ③八重山サンゴ礁保全推進協議会への協賛について
- ④メールアドレスを持たない理事の対応について

（2）審査委員会からの提案（資料2）

- ①協議会としての移植の考え方の検討について
- ②助成事業（牧野梓）と協議会との連携について

（3）理事会メーリングリスト評決細則の作成（資料3）

（4）規約改正（規約、細則、規則）（資料4）

- ①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しについて
- ②沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約
- ③寄付金等細則
- ④理事会運営要綱

（5）平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業の検討（資料5）

- ①各種要領と要綱の変更
- ②平成24年度助成事業スケジュール

（6）その他

資料 1 : 事務局からの報告

資料 2 : 審査委員会からの提案

移植の考え方の検討方法 (案)、助成事業と協議会との連携 (案)

資料 3 : 理事会メーリングリスト評決細則 (案)

資料 4 : 規約改正 (規約、細則、規則) について

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しについて、組織体制の強化と協議会規約の見直しについて、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約改正 (案)、寄付金等細則改正 (案)、理事会運営要綱改正 (案)

資料 5 : 平成 24 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援事業助成事業について

役員名簿

役職	名前	出欠
会長	中野 義勝	
副会長	西平 守孝	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会 桑江 直哉	
	上里 幸秀	
	エコガイドカフェ 猪澤也斗志	
	沖縄エコツーリズム推進協議会 平井 和也	
	沖縄県漁業協同組合連合会 賀数 基和	
	沖縄県自然保護課 富永 千尋	
	沖縄県ダイビング安全対策協議会 案納昭則	
	鹿熊信一郎	
	梶原 健次	
	環境省那覇自然環境事務所 小口 陽介	
	宜野湾の美ら海を考える会 具志堅 宗弘	
	後藤 亜樹	
	コーラルクエスト 岡地 賢	
	桜井 国俊	
	沖縄リーフチェック研究会 安部 真理子	
	NPO 法人グローイングコーラル 上原 直	
	渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉	
	中谷 誠治	
	八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔	
	WWF ジャパン 権田 雅之	
監査役	沖縄県衛生環境研究所 仲宗根 一哉	
	沖縄県環境整備課 比嘉 隆	

○ : 出席 × : 欠席

(1) 事務局からの報告

①白石からの寄付について

理事会メーリングリストで、寄付の受け入れの承認済み。11月上旬にカードが作成され、白石が代理店への営業を開始する予定

覚書の内容：添付の様式の通り

締結日：11月中の予定であったが、まだ締結していない。

マスコミへの広報：まだ、行われていない。

寄付金受け入れ様式：添付の様式の通り

②平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について

第4回総会において、平成23年度予算案にある、協議会運営費や寄付金管理事務局経費などの曖昧な項目については、理事会での承認を得るという条件で承認されている。また、委託先については、第8回理事会において、事務局より、エコツーリズム推進協議会への委託を考えている旨の報告があった。

今回、アラムコとの覚書締結や伝達式を予定していたため、委託先を早急に決める必要があった。当初事務局が予定していたエコツーリズム推進協議会には断られたため、運営委員会で話し合われた結果、沖縄県環境科学センターへ委託することとなった。既に事業は始まっており、作業も行っているが、環境科学センターからの見積りをもらったので、委託契約とその支出について承認してもらいたい。

委託の内容：申請に関する事務、審査委員会に関する事務、会計事務、助成活動事務

委託金額：575,400円

③八重山サンゴ礁保全推進協議会への協賛について

理事会メーリングリストで、協賛の承認済み。

協賛金の金額：20万円（運営委員会で決定）

支払時期：理事会後

経費の支出元：サウジアラムコからの寄付金のうち100万円を協議会運営費として計上しているため、その運営費から支出する。

④メールアドレスを持たない理事の対応について

Faxにて内容を送信し、期間内に連絡するように依頼する。

覚 書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「甲」という）と、株式会社白石（以下「乙」という）は、2011年●●月●●日にサンゴを守るポイントカード（以下「サンゴを守るカード」という）について、以下の通り相互確認・相互理解した覚書を締結します。

第1条（定義）

- イ) 本覚書において、乙が発行した「サンゴを守る寄付機能付きクラブネッツカード」（以下「本カード」という）を所有する会員、並びに乙開拓加盟店において発行された本カードを所有する会員を「本カード会員」といいます。
- ロ) 本覚書において、「寄付機能」とは、本カード会員が乙と業務提携している㈱クラブネッツのポイントシステムにより付与されて保有するクラブネッツポイント（以下「CNポイント」という）の全部または一部を、本カード会員の任意もしくは自動的に本システム上に乙が設けた受け入れ先に移転される機能をいいます。なお、当該移転されたCNポイントを「寄付ポイント」といいます。

第2条（寄付機能）

- イ) 乙は、甲に対して、本カード加盟店を利用した際に付与されるCNポイントのうち、寄付機能を通じて移転されたポイントを『1ポイント=0.5円と換算』し、寄付金として甲の指定する口座へ振り込むものとします。
 - ロ) 乙は、甲に対し、前項計算によって算出される寄付金額を毎月末締め、翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に甲指定の口座宛に振り込む方法により支払うものとします。尚、振込手数料は乙の負担とします。
 - ハ) 乙は、前項に基づき算出した寄付金額が金1,000円未満の場合は、当該振込を一時的に保留した上で、支払額の総額が金1,000円以上となる月の翌月27日に当該振込みを履行するものとします。
- ニ) 甲へ振り込む寄付金を、乙は、乙の業務提携先㈱クラブネッツへ委託するものとする。

第3条（寄付金の使途）

- イ) 寄付金の使途について乙は、甲に一任するものとします。

第4条（実績報告）

- イ) 甲は乙に対し毎会計年度末に助成事業活動の概要と会計の報告を行うものとします。

第5条（寄付期間）

- イ) 乙は、甲に対し、「サンゴを守るカード」が存続する間は、寄付を継続するものとしますが、詳細については、甲乙の協議によるものとします。

第6条（振込指定口座）

- ロ) 乙が甲に振り込む指定口座を下記通りとします。

金融機関名：	支店名：
口座種別：	口座番号：
口座名義：	

本覚書を2通作成し甲および乙記名捺印の上、その各1通を保有することとします。

2011年●●月●●日

(甲)

沖縄県那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
 会長 中野 義勝

(乙)

沖縄県那覇市西1-19-1
 株式会社 白石
 代表取締役社長 白石武之

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金申し込み書

1. 寄付金の額

覚書の通り 円

2. 寄付金の使途 (いずれかに○をつけてください。)

指定する (使途は別紙に記載)

指定しない

3. 氏名をホームページ等で公表することを (いずれかに○をつけてください。)

了承する

了承しない

上記寄付を申し込みいたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金受け入れ書

株式会社 白石 様

寄付金の額

覚書の通り 円

上記寄付を受け入れました。

平成 年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 印

御見積書

平成23年11月29日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 中野 義勝 様

件名：平成23年度助成事業事務費(平成23年度10月～平成25年度3月)

合計金額：¥575,400-(消費税を含む)

下記のとおり見積もり致しますので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〒902-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地
 一般財団法人 沖縄県環境科学センター
 代表理事 福村 圭介

TEL:098-875-1941

FAX:098-875-1943

項目	単価 (円)	数量	金額 (円)	摘要
1. 直接人件費				
・ 募集時	20,000	10	200,000	2名 × 5日
・ 助成期間	20,000	9	180,000	1名 × 0.5日 × 1年半
・ 報告時	20,000	5	100,000	1名 × 5日
2. 直接経費				
・ 資料印刷費	20,000	1	20,000	
小計			500,000	
3. 諸経費(10%)			48,000	直接人件費 × 0.1
小計			548,000	
調整金額				
税額			27,400	
合計(消費税含む)			575,400	

(2) 審査委員会からの提案について

理事会で承認された審査結果には、理事会への提案が次の2件あった。

①協議会としての移植の考え方（ガイドライン）の作成

②牧野梓さんの計画（申請番号 H2307）と協議会と連携

これらの提案に対して、どのように進めていくか決定したい。

①協議会としての移植の考え方の検討方法（案）

審査委員会からの提案内容：

協議会から助成するという事は、特定の活動に対する承認ととらえられることが懸念事項。審査委員会での議論の結果、移植事業へ助成するには、協議会として移植の考え方（ガイドライン）が必要ということとなりました。そのため、今回の審査では移植が含まれている申請は審査しないこととなりました。今後、移植に関する申請も審査できるように、協議会としての移植の考え方（ガイドライン）の作成を、協議会理事会へ提案します。

進め方（案）：ワーキンググループを立ち上げて、そこで議論をする。

担当者（案）：鹿熊さん（ワーキングチームの取りまとめ役）、西平先生（専門家）、上原直さん（活動家）、案納さん（ダイビング）、賀数さん（漁協）、富永課長（行政）等

スケジュール（案）：

第1回目会合：1月中

第2回目以降（ワーキンググループでのMLでの検討）：2月～

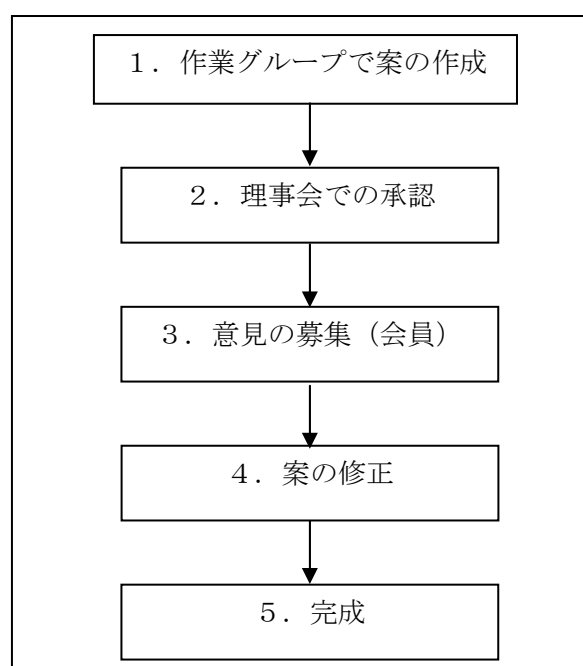
最終会合（ガイドライン案の作成）：3月中

理事会での承認（ML等）：4月中

意見の募集（会員）：5月中

ガイドラインの確定：5月末

助成事業の募集：6月～



ガイドライン作成の大まかな流れ

②助成事業（牧野梓）と協議会との連携（案）

審査委員会からの提案内容：

申請番号 H2307 への助成に対しては、当初来年度に行われるサンゴ礁学会での開催を計画していたため、開催地が沖縄以外となっていた。本協議会と連携すれば、沖縄での開催は可能だと考えられるため、協議会と連携できるような体制を作ることを理事会へ提案します。

進め方（案）：企画委員会が牧野さんと連絡を取り合いながら、内容を詰めていく。理事や会員の協力が必要なときは、その都度調整する。

担当（案）：企画委員会

スケジュール：開催は、2012年の6月か9月（牧野さんより連絡有り）

申請番号：H2307

申請者：牧野梓

概要：体系保全生態学を用いた陸域からの影響を考慮したサンゴ礁保全計画についての保全優先区域選定のための意思決定支援ツール Marxan(マークサン)のワークショップを開催する。日本サンゴ礁学会でのワークショップとして日本人のサンゴ礁保全に携わる現在及び将来のリーダーに保全計画に役立つツールを教え、人材育成に貢献する。最先端の研究所で得た知識と技術をサンゴ礁保全に関する研究や活動をしている人々に提供することで、実際に日本および沖縄を拠点としている彼らが指導者となり、現場の人々とともに保全計画に携わっていくことを最終目的とする。

助成条件：協議会と連携し、沖縄で実施すること

平成 23 年度 サウジアラムコ サンゴ礁保全活動助成事業 審査結果 (承認済み)

1. 審査会場：沖縄県庁 4F 第 4 会議室
2. 審査委員：後藤亜樹、富永千尋、桜井国俊、平井和也
3. 申請総数 11 件
4. 審査結果

審査の結果、次の申請が、助成条件を付して選定されました。

申請番号	申請団体名	助成額 (円)	助成条件
H2301	NPO 法人読山原	400,000	飲食費は除くこと。既存の教材は多数あるので、海岸の微地形の名前を整理するなど、地域特有の教材を作成すること。南城市などとも連携すること。
H2305	海洋情報技術センター	400,000	助成による水温観測ブイは 1 基とする
H2306	ニライ地区のサンゴを見守る会	600,000	継続できること
H2307	牧野梓	500,000	協議会と連携し、沖縄で実施すること

5. その他

- I. 理事会での承認は、申請者を除いて決をとることを会長へ提案します。
- II. 協議会から助成するという事は、特定の活動に対する承認ととらえられることが懸念事項。
 審査委員会での議論の結果、移植事業へ助成するには、協議会として移植の考え方（ガイドライン）が必要ということとなりました。そのため、今回の審査では移植が含まれている申請は審査しないこととなりました。
 今後、移植に関する申請も審査できるように、協議会としての移植の考え方（ガイドライン）の作成を、協議会理事会へ提案します。
- III. 申請番号 H2307 への助成に対しては、当初来年度に行われるサンゴ礁学会での開催を計画していたため、開催地が沖縄以外となっていた。本協議会と連携すれば、沖縄での開催は可能だと考えられるため、協議会と連携できるような体制を作ることを理事会へ提案します。

平成 23 年 10 月 6 日

平成 23 年度 サウジアラムコ サンゴ礁保全活動助成事業 審査委員
 後藤亜樹、富永千尋、桜井国俊、平井和也

選定された申請の概要

申請番号	申請団体名	事業の概要
H23 01	NPO 法人 読山原	読山原海岸周辺のサンゴ礁池（イノー）に生息する生き物の種類などの実態調査を行い、その結果を基にパンフレットなどを作成し、今後の環境保全活動につなげていく。 並行事業とし、読山原浜辺の清掃とサンゴ礁池（イノー）の散策を行う。
H23 05	海洋情報技術センター	琉球弧海水温観測網整備プロジェクトは、沖縄県内に海岸線を有する40の各市町村に数基のコピキダスブイを設置し、多点多層の海水温をリアルタイムに観測することで琉球弧における海水温分布を可視化し、サンゴ礁保全の研究に役立てます。また、リアルタイムの海水温情報は産業（もずく養殖等）やレジャー（ダイビング等）においても有用な情報となります。
H23 06	ニライ地区のサンゴを見守る会	サンゴ礁を見守る活動（調査・モニタリング活動）とサンゴ礁を保全する活動（駆除・清掃活動）という海の現場で実施する活動に加えて、これらの調査・実施結果を、WEB サイトや講習会を活用して、同業のダイビングインストラクターをはじめ、広く一般社会に発信する。ソーシャルネットワークの活用により、サンゴに興味がない層への普及啓発も図り、サンゴ礁保全活動を支える社会の創出を図る。
H23 07	牧野梓	体系保全生態学を用いた陸域からの影響を考慮したサンゴ礁保全計画についての保全優先区域選定のための意思決定支援ツール Marxan(マークサン)のワークショップを開催する。日本サンゴ礁学会でのワークショップとして日本人のサンゴ礁保全に携わる現在及び将来のリーダーに保全計画に役立つツールを教え、人材育成に貢献する。最先端の研究所で得た知識と技術をサンゴ礁保全に関する研究や活動をしている人々に提供することで、実際に日本および沖縄を拠点としている彼らが指導者となり、現場の人々とともに保全計画に携わっていくことを最終目的とする。

(3) 理事会メーリングリスト評決細則の作成について

現在、議案が出てくる度に理事会を開催したり、緊急の議案について理事会を開催して対応することは不可能です。そのため、理事会運営要綱にメーリングリスト（以下「ML」）での議決について定めていますが、MLの運用上のルール等について細かく定めたものではありません。理事会MLのルールを明確にして、ML上で迅速かつスムーズに議論できるように、メーリングリスト評決細則を以下の通り整備することを、運営員会より提案します。また、ML評決細則にあわせて、理事会運営要綱の修正も提案します。

青はコメント

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則（案）

- 第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。（規約には、副会長が会長の代理を務める規定があるため。）
- 第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。
- 2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。
 - 3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。
 - 4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。（起案日を設定し、審議にもれや遅延のないようにする。）
- 第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。
- 第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。
- 第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の3/5以上の賛成を持って可決とする。ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決が必要とする。（協議会規約第18条に、理事会の成立要件は理事の過半数となっていることから、本細則でも同様と考えました）
- 第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。
- 第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。
- 第8条 事情によりMLの閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。
- 第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

参考

表決：議案などに対して賛成・反対の意思表示をすること。

評決：評議して決めること。議決。

採決：議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計すること。

議決：案件について、個々の議員の賛否を集計して得られた、議会全体としての意思決定のこと。

決議：議会の意思を内外に表明すること。

決裁：承認する権限のある人が、承認若しくは否決して結論を出すこと。

< <http://www.city.aioi.hyogo.jp/gikai/page/yougokaisetu.htm> >

(赤は変更点、青はコメント)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱改正(案)

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会(以下「協議会」という)規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

(議決)

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外に別に定める細則により、メーリングリストでの議決を可能とする。

(メーリングリスト細則に記載されているので不要と思います。また、回答がない場合は、賛成とみなすということについては、細則では、表決を行う理事会構成員の総数に含めないとしているので、削除しました。)

(理事会の議決事項)

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に本協議会の運営に必要と思われる事項について、議決することができる。(後援等については、下記にもあるように別で定める決裁規定に盛り込むことで、本条では不要と思います。)

(補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、会長(委員長となっていたため修正)が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

(メーリングリスト細則を作るようなので、そちらと整合が取れるように修正した方がよいと思います。細則、要綱、規則などの用語の整理。)

(協議会の決裁規定(支出及び支出以外に関するもの)も整備をする予定なので、整合性を取れるように整理が必要)

(4) 規約改正（規約、細則、規則）について

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しについて

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 運営委員会

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は2008年に設立し、約3年が経ちました。協議会の方針で会費を取らず安定した活動資金がないこと、また、理事の皆さんをはじめ本業の合間での活動を中心に行っていることなどから、なかなか思うような活動ができない状況が続いておりました。

そのようなとき、サウジアラムコからの寄付や白石などの寄付が申し込まれ、協議会にとって新たな展開が期待できるように思います。また、このことは社会的な期待の現われであると同時に、協議会として重い社会的責任を果たす必要がでてきたことも意味していると思われました。

今回、協議会の新たな活動として、第1回目の助成事業を実施しましたが、協議会内部で十分な議論ができなかったことや協議会の体制について、これまで主だった活動がなかったために表面化しなかったいくつかの問題が顕著になりました。

そこで、今後の理事会、協議会の運営をスムーズに進めていくために、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化などが必要であることから、組織体制を強化し、協議会規約の見直しを提案します。

さらに、協議会内部の決裁については、予算の支出、後援・共催以外に関する決裁の決まりがありませんので、新たな規定の整備を、助成事業については、今回、明らかになった問題等に対し、要綱・実施要領・募集要項などの規則の見直しも提案します。

運営委員会からの提案事項

- ・組織体制の強化と協議会規約の見直し
- ・協議会内部決裁に関する新たな規定の整備（次回理事会までに案を作成）
- ・助成事業の要綱・実施要領・募集要項などの規則の見直し（議案5）

今後の流れ

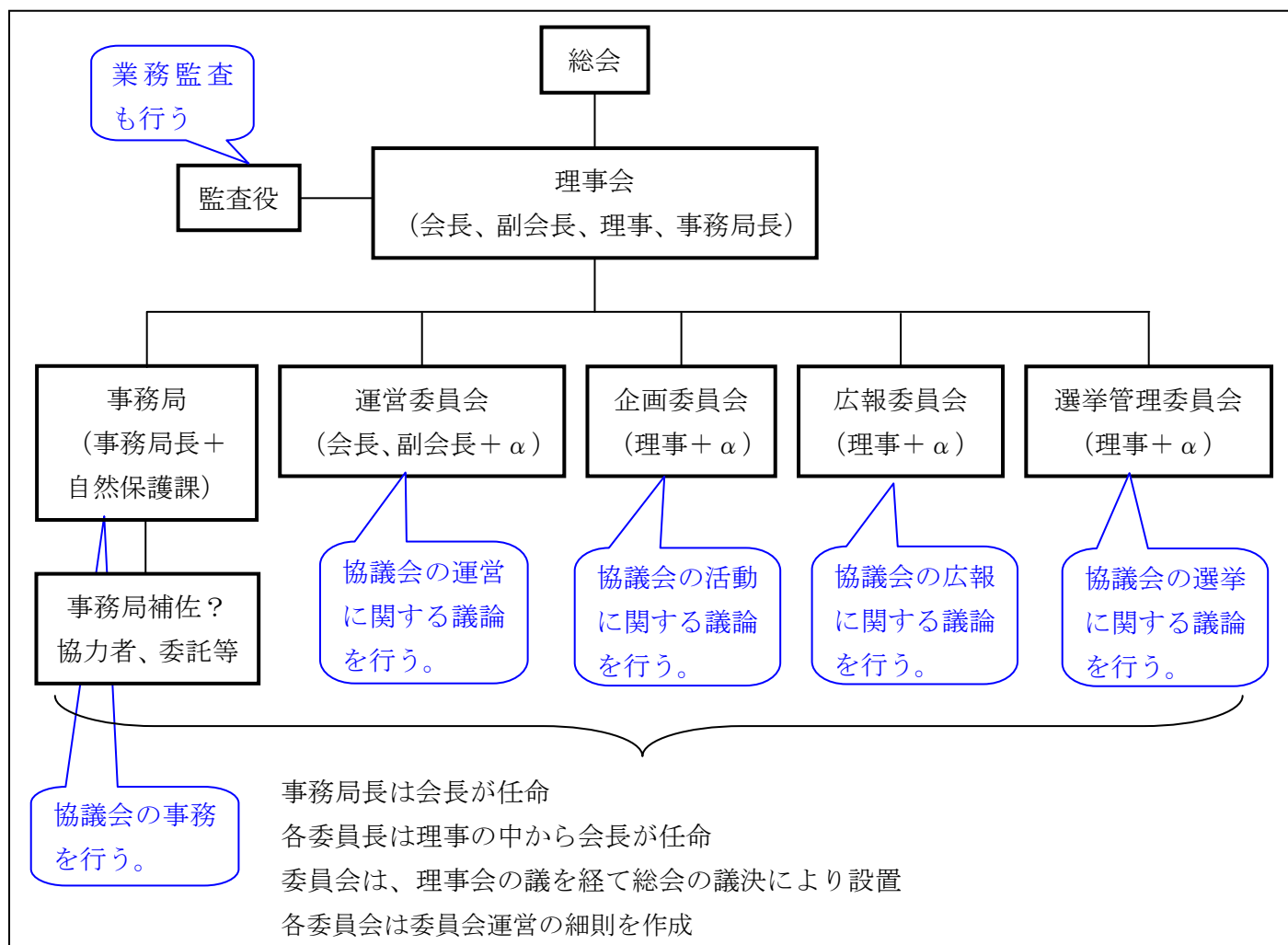
今回の理事会（第9回）では、「組織体制の強化と協議会規約の見直し」について議論する。規約の修正は、理事会で決まった方針に従って運営委員会と事務局が準備し、その後MLを利用して固める。また、規約の改正は総会の議決が必要なので、運用は次回総会后となる。

助成事業については次の議案（議案5）で議論し、共催・後援等の規則については、次回理事会（第10回）までに運営委員会と事務局で案を準備する。

組織体制の強化と協議会規約の見直しについて

役割等が明確でないため、決定や議論がスムーズでない。そのため、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化が必要。

組織体制のイメージ（案）



審議の流れ

1. 議案は各会の議長に提案する。委員会は細則に従う。
2. 議長は提案された議案を議案として審議するか判断する。(←ML 細則修正必要)
議案を提案できる者は次の通り。
総会：理事会（総会前）、会員？
理事会：会長、副会長、理事、事務局長、監査役？、委員長（理事）
委員会：各委員会の細則に従う

活動の決定や支出等の流れ

協議会の活動計画、予算、規約の案は運営委員会で作成し、理事会で審議し、総会で承認する。総会で承認された計画や予算の範囲で、事務局や委員会が詳細を決定し活動する。事務局や委員会

は、適宜会長に報告し、承認をもらう。当初の計画や予算を超えて対応しなければならない事項が出てきた場合は、理事会で議論し審議する。

理事会や委員会の役割（赤は変更点、青はコメント）

名称	役割や仕事の内容	担当や委員長など
総会	規約第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約 及び規則 の制定または変更（規約のみに変更） (2) 事業報告及び収支決算 (3) 事業計画及び収支予算 (4) 役員を選任 (5) 除名 (6) 解散 (7) その他理事会において必要と認めた事項	総会の議長は、会員の中から選出する。 (第 15 条)
理事会	規約第 19 条 理事会は、次の事項を決議議決（用語の統一）する。 2 総会に付議すべき事項 3 総会が議決した事項の執行に関すること。 4 諸規則の制定、及び改廃に関すること。 5 その他会長が必要と認める事項	理事会の議長は、会長がこれにあたる。 (第 18 条)
会長 副会長 監査役	規約第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。 3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。（監査は業務も監査するように変更。）	
事務局	規約第 25 条より 「第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び第 20 条の委員会の議事・進行に関する事項」、「その他協議会が付託する事項」 第 1 回総会議案書より 「理事会及び総会の開催に係る作業の補佐、本協議会で作成する各種文書の保管、会員の管理を行う。」 →本協議会及び理事会の運営に関する事務を行う。必要であれば作業を他の者に依頼する。事務局長を置き、ある程度の決定権を持つようにする。	事務局長は会長が任命する。 事務局は、沖縄県自然保護課。 (第 24 条)
運営委員会	第 1 回総会議案書より 本協議会及び理事会の運営を推進する。 「運営に係る作業等については、協議会の中に運営委員会を設置して、同委員会と他の委員会及び理事会が協力しながら平成 21 年度の事業を推進することとしたい。」 第 3 回理事会より 第 3 回理事会資料 1 の「運営委員会の作業（案）」を参照。	会長

	→本協議会及び理事会の運営に関する議論を行い、協議会の活動計画、予算、規約等の案を作成する。委員長を会長とし、ある程度の決定権を持つようにする。	
企画委員会	第1回総会議案書より 本協議会の活動に関する企画を行う。	委員長は理事の中から、会長が任命。 (第21条)
広報委員会	第1回総会議案書より 本協議会の広報に関する活動を推進する。	
選挙管理委員会	第1回総会議案書より 役員選挙及び会員の募集を推進する。	

協議会運営に関する事務（第3回理事会資料1をもとに作成）

事務局の作業
1. 会員の管理 会員への連絡（メール、文書の発送）、会員名簿の管理、入退会の手続き、問い合わせまたは依頼対応（メール、電話、FAX）、メーリングリストの管理、ホームページ（ブログ）の管理
2. 理事会、総会の開催 会議のアナウンス（開催通知の発送）、委任状の発送、会場の手配*（県庁の会議室の場合）、会議資料の印刷、会議の日程調整と役員の出欠確認、会場の準備、役員との調整（議事など資料の作成）、その他会議準備（旅費の支払い）、議事録の作成、会議資料の作成と説明（作成者）
3. 選挙に関わるもの 公示、立候補届などの発送、投票用紙、立候補者リストなどの発送、投票用紙の受け取り、会員名簿の作成・発送
5. その他 協議会文書の管理（規約、様式など）、お金の管理（口座の管理）、予算案の作成（監査準備含む）、協議会文書の作成（規約、様式など）

これらの作業は、全て事務局とし、必要であれば作業を他の者に依頼する。

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約改正（案）

第1章 総則

（設置）

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

（名称）

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

（対象区域）

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

（目的）

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

（活動）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

（入会）

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

（権利の停止）

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

- 2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合いう。

（退会）

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基

づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき

(2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散

(4) 除名

第4章 役員等

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 20名以内

監査役 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年を基本とする。但し、平成20年6月28日に選出される役員の任期については、次の総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

(役員職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。(監査は業務も監査するように変更。)

第5章 総会、理事会、委員会等

(総会)

第15条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の5分の3以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

(総会の議決事項)

第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約~~及び規則~~の制定または変更（規約のみに変更）
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

（総会の議決方法）

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

（理事会）

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、~~する。~~会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

（理事会の構成を明記した。理事会に事務局長を置くこととした。）

- 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、~~出席した理事の~~出席者の 5 分の 3 以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない~~会員構成員~~は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

（理事会の議決事項）

第 19 条 理事会は、次の事項を~~決議~~議決（用語の統一）する。

- 2 総会に付議すべき事項
- 3 総会が議決した事項の執行に関すること。
- 4 諸規則の制定、及び改廃に関すること。（玉城さんの修正には「制定、変更」となっていますが、「改廃」に変更は含まれるため、そのままにしました。）
- 5 その他会長が必要と認める事項

（委員会）

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

~~3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。~~

（委員会の運営等）

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。（委員会と理事会の連携を維持するため。）

- 2 ~~委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。~~委員会は会員の有志により構成さ

れる。

- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の~~構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。運営は当該委員会の細則による。~~（各委員会は細則を作成。）

（委員会の解散）

第22条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

（公開）

第23条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

（運営事務局）

第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を~~以下の通り沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。~~

~~(1) 平成20年6月28日から平成21年3月31日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。~~

~~(2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。~~

- 2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。（事務局長を設置し、理事会の構成員とする。）
- 3 事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 24 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

（運営事務局の所掌事務）

第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) ~~第14条第15条~~（第7条を加えたときに、修正していなかった）に規定する総会、~~第17条第18条~~（第7条を加えたときに、修正していなかった）の理事会及び~~第19条第20条~~（第7条を加えたときに、修正していなかった）の委員会の議事・進行に関する事項
- (2) その他協議会が付託する事項

第7章 補足

（経費）

第26条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(寄付金等)

第27条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、~~第14条~~第15条(第7条を加えたときに、修正していなかった)に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(会計年度)

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営細則)

第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、~~第14条~~第15条(第7条を加えたときに、修正していなかった)に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

(残余財産の帰属)

第30条 この協議会が解散したときに残存する財産は、定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成20年6月28日から施行する。

附則

この規約は、平成23年●月●日から施行する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則改正（案）

（議会議決事項であることから規約という名称にしてはどうか？）

（目的）

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

（寄付金等の受け入れ）

第3条 ~~資金調達委員会企画委員会~~（資金調達委員会は廃止されたため）は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

（受け入れの制限）

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- （1）寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- （2）寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- （3）寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- （4）寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

（寄付金等の使途）

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- （1）協議会の運営
- （2）総会で承認された活動計画
- （3）その他サンゴ礁の保全に関すること

（使途の指定）

第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

(管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

- 2 ~~資金調達委員会企画委員会~~は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱改正（案）

（目的）

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という）規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

（議決）

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外にメーリングリストでの議決を可能とする。

2 議決は、委員の5分の3以上の賛成をもって決定するものとする。

ただし、提示された協議事項に対し付帯して設けられる期間において回答がない場合は、賛成とみなす。付帯して設ける期間は最低5日とする。

（理事会の議決事項）

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に、イベント等の後援、共催等を議決することができる。

（補足）

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

（メーリングリスト細則を作るようなので、そちらと整合が取れるように修正した方がよいと思います。細則、要綱、規則などの用語の整理。）

（協議会の決裁規定（支出及び支出以外に関するもの）も整備をする予定なので、整合性を取れるように整理が必要）

(5) 平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業の検討

平成23年度の助成事業の審査に関して、多くの課題や問題があった。平成24年度助成事業を実施するために、今回の助成事業の課題を整理し、それぞれの課題について、どのように対応するか対処方針を決め、実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領を修正する必要がある。

平成23年度の助成事業の課題に対して、以下のような対応を運営員会から提案する。また、提案した対応に基づいた、実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領の修正を提案する。

実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領については、今回の理事会で時間が足りないときは、理事会で決まった対応方針に従って、事務局や運営委員会で修正案を準備し、理事会 ML で審議いただきたい。

助成事業の課題とその対応

	課題	対応
1	第8回理事会での決定事項「選定委員会を理事会とは別に設置し、選定委員会の選考結果を理事会で承認する」ことに対する認識の違いがあった。このため、理事会での承認の際に、手続きが混乱した。	<p>審査方法は、審査会において助成対象活動に相応しいものを選定し、会長に結果報告を行い、会長から理事会へ審議依頼を行うこととする。</p>
2	理事会メーリングリストでも議論、審議されたように、申請理事が助成金の採択についての審査委員会の審査および理事会での承認事項に干渉することは、他の申請者から見れば公平を欠く。また、理事会構成員は、助成募集要領等の作成にかかわっている段階で、他の申請者と平等でない。	<p>今後は、理事は申請できないようにする。ただし、主催・共催・協賛・後援規定を定め、サンゴ礁保全活動をしている理事は、主催・共催・協賛の形で申請する。</p>
3	審査委員会での審査内容の公開について。申請書類および審査結果には個人のアイデアを含めて個人情報に記載されている。これらの情報について、理事会の承認を得て公開される情報以外は、知り得た情報をむやみに公表することは、秘義務に違反する。	<p>審査委員会での審査内容は公開せず、審査結果のみ公開する。審査結果には次の項目を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査会場 (2) 審査委員 (3) 申請総数 (4) 審査結果（選定された申請）とその概要 (5) その他必要事項
4	移植関連の申請について。審査結果の承認の審議の過程で、以下の意見が出された。 1. サンゴ移植に関する申請を採択しなかったことについて説明がもっと必要。 2. ガイドラインが出来るまでは、移植関	<p>ガイドラインが出来るまでは、移植関係は受け付けられない旨を助成応募書類に記し、協議会としての移植の考え方（ガイドライン）の作成を開始する。</p>

	<p>係は受け付けられない旨を助成応募書類に記した方がよい。</p> <p>3. 移植の考え方は、サンゴ礁学会の保全委員会から出された理念的課題と沖縄県のマニュアル、「この2つを参考として採択の基準を作るのがよい」。</p>	
5	<p>助成条件を付けた場合、仮に条件を拒否したときの処理が明文化されていない。</p>	<p>助成条件を付けた場合、仮に条件を拒否したときの処理を必要書類に明文化する。</p>
6	<p>今回の審査の一連の流れの中で、審査委員の会長からの就任委嘱があったが、委員会で委員長の選任、委員長から会長への結果報告、会長から理事会へ審議依頼という流れが望ましいと考えられる。</p>	<p>次の審査の一連の流れを、必要書類に明文化する。</p> <p>(1) 審査員の選定、委嘱</p> <p>(2) 審査会は委員長を選任</p> <p>(3) 審査会長が協議会会長へ結果を報告</p> <p>(4) 協議会会長が理事会へ審議依頼</p>
7	<p>審査会が審査を行うにあたって、技術的な判断が難しい。</p>	<p>審査会が外部の助言等を得られるようにする。</p>
8	<p>助成事業の目的を大きく外れる申請や会計上大きな問題がある申請など、助成事業の対象として根本的に合致しない申請に対して、どのように判断するか曖昧になっている。</p>	<p>審査要領等に以下のような申請に対する判断基準（助成対象外になる）を加える。</p> <p>※上記内容は、下記の項目は認めないということになります。</p> <p>1. 会計上大きな問題があるものや営利活動を目的とした申請</p> <p>2. サンゴ礁保全に結びつかない申請</p> <p>※直接という表現は、陸域対策など間接的な対策もあると思うので、直接は削除しました。</p> <p>※サンゴ移植については、ガイドライン等で基準が示されると思いますが、オニヒトデについてはどうでしょうか。とりあえず、オニヒトデについては適正密度もでていまずので、3については、削除しました。</p>

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。平成23年度事業で作成した要綱を修正。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

(助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など（箇条書きに変更）

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 理事会構成員および審査員でないこと。（審査に公平性を確保するため。）

(助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

(普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

(助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理
- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務
- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付、~~審査委員会審査会~~（委員会と区別するため）の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

（~~審査委員会審査会~~）

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、~~審査委員会審査会~~を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 ~~審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。（審査会長を設置。）~~
- 3 ~~審査委員会審査会~~は、第4条により提出された助成申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。（技術的な審査を行うため。）

（助成対象の決定等）

第8条 理事会は、~~審査委員会審査会~~からの審査結果をもとに助成の可否を判断するとともに承認し（審査に公平性を確保するため）、その結果を助成審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 ~~助成対象の決定については、前条の規定にかかわらず、理事会が助成対象活動を選定することも可能とする。（別に、主催・共催・協賛・後援規定を定める。）~~前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。（助成の条件等が付された場合、申請者が事業を実施できないと判断し、申請を取り下げられるように。）

（助成金の交付）

第9条 助成金の交付は、別に定める要領等に従うものとする。

（活動費等の変更）

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

（助成対象活動の実施確認）

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書(第5号様式)に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知する。

2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第7号様式)により、助成金の返還を命じることができる。

3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後~~3年間~~5年間保存しなければならない。(法人税法上は、原則として7年間、商法上は、帳簿と重要書類は10年間保存が必要。協議会は任意団体なので関係ないと思いますが・・・。)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月 日から施行する。

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。平成23年度事業で作成した要綱を修正。

平成24年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領 (平成23年度助成は平成24年度末までつづくため、今後課題が出てくるかもしれません。)

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、~~審査委員会~~審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。(守秘義務と個人情報等の扱いに対してどこかに明記する必要があるとの意見があった。)

3. 支援対象経費の内容

・本助成に係る対象経費は、**非営利**な活動内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費や飲食、菓子代などは対象外とします。

例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費、備品など。

4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書(第2号様式)が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、**辞退することができる**。(条件付きの助成が決定した場合は、申請者が条件をうけるかどうか分からないため。)

(3) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

(4) 活動内容の変更等については、前もって協議会の承認を受けること。

5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、実績報告書(第5号様式)を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、平成25年5月31日まで。

(4) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。

6. 助成金の確定

助成活動実績報告書(第5号様式)の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限に(十分か?)、請求に基づき概算払いをする

ことができます。

(2)精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。

平成 24 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、協議会が定めるサンゴ移植ガイドラインが作成されるまで、申請を受け付けません。（移植に関するものは、協議会としての移植の考え方を考慮する。）

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるもの
- ・団体等の運営に係る人件費、飲食・菓子代などは不可。

4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 理事会構成員および審査員でないこと。（審査に公平性を確保するため。）

5 予算及び採択団体または個人

- ・平成 23 年度平成 24 年度予算総額 ~~300 万円~~410 万円（23 年度の残り分を加えた。）
- ・5～10 団体への助成を予定
- ・平成 23 年度平成 24 年度予算総額から採択団体に分配

6 事業実施期間

決定の日から平成 25 年 3 月末日まで (年度で区切らない方がよいのではないのでしょうか?)

7 応募方法

(1) 提出書類

① 必須書類

- ・ 助成申請書 (第 1 号様式)
- ・ 事業計画書 (様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算 (収入) に関する事など)
- ・ 団体の概要が分かる資料 (様式は任意)

② 任意書類

- 定款 (会則等) の写し
- 活動実績 (事業報告書や特徴的な活動の実績報告書)
- その他 (事業計画書の補足など)

(2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚 7 2 0

一般財団法人 沖縄県環境科学センター 環境科学部 (長田・山川)

Mail : coralreef@okikanka.or.jp TEL : 098-875-5208

(3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参 又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付 (ファイルの形式は pdf ファイルに限る)

(4) 提出期限

平成 24 年**月**日必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査委員会により審査を行い、~~優先順位を付け~~、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容 (実現性、斬新さ、計画の妥当性、継続性、効果、緊急度)、活動内容と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「平成24~~3~~年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

1. 審査の基本的な考え方

- (1) 配点は、A（より優れている）、B（優れている）、C（劣っている）の3段階で評価する。
- (2) 各審査員において、助成対象活動として相応しいものを選定する。~~優先順位をつける。~~
- (3) 審査委員全員が集まり、各審査員が評価した審査結果をもとに、最終的に、~~審査会として、~~助成対象活動に相応しいものを選定する。~~優先順位を決定する。~~

2. 各項目の審査の基準

(1) 協議会の趣旨や基本理念について

- ① サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、総合的なサンゴ礁保全の推進、多様な主体の連携、地域のサンゴ礁保全への支援など、協議会の趣旨、理念に沿っているか。

(2) 活動内容について

- ① 提案内容の実現性
- ② 技術的な面などから、事業を行うことができるか。
- ③ 予算的（特に収入）な面から、事業の執行が可能か。など

(3) 提案内容の斬新性

- ① 従来のサンゴ礁保全活動についての議論を踏まえ、合理的かつ新しい取り組みとなっているか。など

(4) 計画の妥当性

- ① 期間内に事業を行うことあるいは実効を伴った段階に進めることができるか。
- ② 全体計画の工程等について、実施手順や手法に具体性があるか。など

(5) 活動の継続性

- ① 次年度以降も持続的な活動が可能であり、また、発展性があるか。など

(6) サンゴ礁保全に対する効果

- ① この事業を行うことによって、どのような効果がえられるか。など

(7) 緊急度

- ① この事業の実施の有無で、サンゴ礁へ深刻な影響を与える可能性があるか。など

(8) これまでの活動実績

- ①過去に行ったサンゴ礁保全活動の内容が適切なものであったか
- ②過去の実績がない（この助成事業を契機として、今後、サンゴ礁保全活動にとりくむなど）場合は、C（劣っている）と評価する。など

(9)活動内容と予算の妥当性

- ①予算の内容が、申請を行う活動の内容に密接に関わっているか。
- ②事業の実行のための収入の確保の確実性
- ③予算の項目が細かく整理されているか。など